



佐賀県公報

平成20年
11月14日
(金曜日)
第 13102号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止

(四一〇・地域福祉課) 一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定

(四一一・) 一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護を担当させる機関の指定

(四一二・) 二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関の指定

(四一三・) 三

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定

(四一四・) 五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定

(四一五・) 五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の事業所の名称の変更

(四一六・) 五

公告

○相知地区補換地区換地計画

(農地整備課) 六

選挙管理委員会事項

○政治資金規正法に基づく政治団体の公表

(告示・四一) 六

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

() 七

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散

() 八

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動

() 九

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

() 九

○公職選挙法に基づく開票区の設定

() 一〇

○告示

◎佐賀県告示第四百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。
平成二十年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
淵田医院	佐賀市大和町川上五〇七一番地一	平成二〇・八・一
志村胃腸科循環器科	佐賀市水ヶ江二丁目四番七号	平成二〇・八・九
梶山整形外科	伊万里市立花町三七三四	平成二〇・八・三一

◎佐賀県告示第四百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同

法による医療扶助のための医療を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
中川内医院	一 武雄市武内町大字真手野二八一八〇番地	平成二〇・九・二四
夢咲胃腸内科	佐賀市兵庫町藤木字四本杉七七九番地三	平成二〇・一〇・一
佐賀TMクリニック	佐賀市鍋島五丁目一〇番一九号	平成二〇・一〇・七
タイガー薬局	佐賀市北川副大字光法一五九八番地一	平成二〇・五・一
フライン薬局	鳥栖市曾根崎町字中二三七四番地	平成二〇・一〇・二〇

●佐賀県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人 祐愛会

- (三) 所在地 鹿島市大字高津原四三〇六番地
- 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
- 名称 デイサービスゆうあい 山浦

- 所在地 鹿島市大字山浦東丁五〇六番地三
- サービスの種類 認知症対応型通所介護

二 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日

- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- 名称 社会福祉法人 済昭園

- 所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四三番地

- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

- 名称 済昭園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所

- 所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四三番地

- サービスの種類 特定施設入所者生活介護

三 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日

- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

- 名称 株式会社ドラッグイレブン

- 所在地 大野城市川久保一丁目二番一号

- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

- 名称 ドラッグイレブン薬局 中ノ小路店
- 所在地 佐賀市中の小路七番二八号

- サービスの種類 居宅療養管理指導

四 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日

- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

- 名称 株式会社ドラッグイレブン

- 所在地 大野城市川久保一丁目二番一号

- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

<p>七</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン 所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 みゆき通り店 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙二三八〇番地 サービスの種類 居宅療養管理指導</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 築城店 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲四一七五番地一 サービスの種類 居宅療養管理指導</p>	<p>五</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン 所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 中川通り店 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙二二八六番地四 サービスの種類 居宅療養管理指導</p> <p>六</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン 所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 みゆき通り店 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙二三八〇番地 サービスの種類 居宅療養管理指導</p>
<p>二</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年八月一日</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特定施設入所者生活介護南風 所在地 鳥栖市儀徳町二二三八番地一 サービスの種類 介護予防特定施設入所者生活介護</p>	<p>八</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン 所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 千代田店 所在地 神崎市千代田町餘江二二一一番地一 サービスの種類 居宅療養管理指導</p> <p>◎佐賀県告示第四百十三号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護予防を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成二十年十一月十四日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>一 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社 弘正 所在地 鳥栖市儀徳町二二三八番地一</p>

<p>五 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン</p>	<p>四 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン</p> <p>所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 中ノ小路店 所在地 佐賀市中の小路七番二八号</p> <p>サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>三 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人 祐愛会</p> <p>所在地 鹿島市大字高津原四三〇六番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスゆうあい 山浦</p> <p>所在地 鹿島市大字山浦東丁五〇六番地三</p> <p>サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 済昭園</p> <p>所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四四三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 済昭園外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活 介護事業所</p> <p>所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三四四三番地</p> <p>サービスの種類 介護予防特定施設入所者生活介護</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 築城店</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン</p> <p>所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 みゆき通り店 所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙一三八〇番地</p> <p>サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>七 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン</p> <p>所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 中川通り店</p> <p>所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙二二八六番地四</p> <p>サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>六 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ドラッグイレブン</p> <p>所在地 大野城市川久保一丁目二番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ドラッグイレブン薬局 国病前店</p> <p>所在地 嬉野市嬉野町大字下宿丙二二九九〇番地五</p> <p>サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導</p>

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲四一七五番地一

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導

九 (一) 指定年月日 平成二十年九月一六日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ドラッグイレブン

所在地 大野城市川久保一丁目二番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ドラッグイレブン薬局 千代田店

所在地 神崎市千代田町餘江一二二一番地一

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導

◎佐賀県告示第四百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による居宅介護支援計画を作成し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成二十年九月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人鹿島市社会福祉協議会

所在地 鹿島市大字納富分二六四三番地一

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 鹿島市社協ケアマネジメントサービス

所在地 鹿島市高津原三六二番地一

◎佐賀県告示第四百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成二十年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称 あわ整骨院

所在地 鳥栖市古賀町六二七番地四

廃止年月日 平成二〇・九・一八

◎佐賀県告示第四百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

平成二十年十一月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称 新 愛和整骨院

所在地 鳥栖市古賀町六二七番地四

廃止年月日 平成二〇・一〇・一

旧 あわ整骨院

所在地 鳥栖市古賀町六二七番地四

廃止年月日 平成二〇・一〇・一

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）相知地区精換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人での換地計画に異議のある方は、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができません。異議申立書は、平成21年1月5日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成20年11月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備）相知地区精換地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成20年11月17日から平成20年12月15日まで
- 3 縦覧の場所
唐津市役所

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十年十月十四日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松 尾 紀 男

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党佐賀県唐津市・東松浦郡第四支部	大場 芳博	市丸 義和	唐津市半田一八五四番地六
自由民主党佐賀県同和会支部	野口 賢一	池田 茂	佐賀市天神二丁目二番二八号松尾天神ビル九〇二号

二 その他の政治団体

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
山中真二後援会	山中 真二	森 武則	唐津市肥前町赤坂六五番地
内山直毅後援会	阿部 省三	内山 博	唐津市浜玉町横田上八五七
笠原義久後援会	松本 要	川上 順陸	伊万里市新天町四八八 三
草場祥則後援会	江口 信義	山口 正広	杵島郡白石町大字福富三四四四
岡みつひろ後援会	岡 光廣	岡 幸子	三養基郡上峰町大字坊所九三二番地の一
井崎好信後援会	藤武栄次郎	井崎ハツコ	杵島郡白石町大字牛屋九八九一番地
しとざわ一則後援会	山崎 勝美	志渡澤君代	唐津市鏡四一六〇番地一
税理士による福岡資 産後援会	田中 進	中野 順博	佐賀市八幡小路五番二六号
上田ゆういち後援会	北野 訓男	上田 量己	武雄市武雄町大字昭和二三四
浦田関夫後援会	山崎 康弘	浦田 節子	唐津市唐ノ川一六六番地一
山崎久美子後援会	山崎久美子	山崎久美子	唐津市坊主町五三七

秀島敏行後援会	松尾鶴丸後援会	盟佐賀会 日本司法書士政治連 盟佐賀会	神道政治連盟佐賀県 本部	傍示暢昭後援会	柳瀬映二後援会	岩島まさあき後援会	伊東猛彦後援会	石井秀夫後援会	古賀よしゆき後援会	岩永浩美武雄市後援 会	久原ひさお後援会	佐賀市民間保育推進 連盟	政治連盟佐賀県防衛 を支える会	
会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地	代表者	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	
中尾 昌由	松尾 一代	石井 久人	徳久 俊彦	傍示 泰枝	傍示 泰枝	傍示 泰枝	真子 慶徳	乙一〇八 二	嬭野市嬭野町大字下宿 甲七六 一三	吉原 武藤	樋渡 啓祐	山口 驍	鳥栖市弥生が丘一八 一三〇一	
中尾美佐子	西井 一	鈴木 謙一	吉村 昌一	傍示 暢昭	傍示 暢昭	傍示 暢昭	秀島 勇	嬭野市嬭野町大字下野	佐賀市久保田町大字久 保田八〇五 一	古庄 健介	永野間義則	香上 憲造	溝内 好昭	
					佐賀市神野東二丁目六 番一〇号労働会館内	藤津郡太良町大字多良 四三〇八 一	藤津郡太良町大字多良 一二二 一	嬭野市嬭野町大字下野	佐賀市久保田町大字久 保田八〇五 一	藤山 馨	武雄市武雄町富岡九三 三〇 一	香上 憲造	永池 辰興	佐賀市多布施四 一

柳瀬映二後援会	佐賀県中小企業政策 推進協議会	武藤あけみ後援会	緑水会	盟 佐賀県獣医師政治連 盟	佐賀県商工政治連盟	ひわたし啓祐後援会	佐藤忠克後援会	田中良典後援会	そのだ浩之後援会	賀県支部 日本保育推進連盟佐 賀県支部	しとざわ一則後援会	日本建築士事務所政 経研究会・佐賀県支 部			
主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者			
唐津市二夕子二丁目一 二九	池田 一志	篠原 文也	今田 真人	吉田 政昭	江永 幹夫	梅崎 信孝	陣内 一博	高木佐一郎	高尾 隆彦	栗原 務	園田 友紀	指山健次郎	福田 昭春	志渡澤君代	原田 昭行
佐賀市神野東二丁目六 番一〇号労働会館内	鶴丸 岩男	藤井 重孝	福田登茂樹	徳永 晃	梅崎 信孝	吉山 文蔵	島 毅	森 謙次	高尾 幸秀	小形 朔生	辻 浩樹	池田 勉	柴田 良道	植田 里砂	白濱 允俊

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に
よる政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとお

り公表する。

平成二十年十一月十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
吉浦らしいしょう後援会	吉浦 雷将	平成二十年一月一八日
内山なおき後援会	阿部 省三	平成一九年二月三十一日
傍示暢昭後援会	傍示 泰枝	平成一九年一〇月九日
岡光廣後援会	岡 英規	平成二〇年三月三十一日
城島訓浩後援会	城島 訓浩	平成一八年三月三十一日
伊香賀俊介後援会	伊香賀俊介	平成一八年五月三十一日
江口武吉後援会	江口 武吉	平成二〇年五月一六日
山内よしあき後援会	有森亜矢加	平成一八年四月一日
小池一哉後援会	鶴崎 薫	平成二〇年五月一九日
大平竜弘後援会	堤 憲治	平成二〇年五月二〇日
川内学後援会	松永 徳一	平成一九年二月三十一日
松尾鶴丸後援会	松尾 善博	平成二〇年五月二〇日
しとうしげこ後援会	徳島 武人	平成一八年七月二〇日
井崎好信後援会	百武 正良	平成二〇年五月三十一日
大坪繁都を育てる会	大坪 繁都	平成二〇年三月二〇日
しとざわ一則後援会	山崎 勝美	平成二〇年六月六日
忠友会	松尾 好幸	平成二〇年六月二二日
富永まさき後援会	馬場 宏晃	平成一八年三月三十一日
池田安幸後援会	多良 茂	平成一八年五月三十一日
上田雄一後援会	北野 訓男	平成二〇年七月三十一日
城島敏行後援会	城島 敏行	平成二〇年七月三十一日
田島たかひろ後援会	有富 克巳	平成一九年二月三十一日

新生武雄市をつくる会	光武 俊博	平成一八年七月一日
真木和博後援会	山田 俊博	平成一八年五月三〇日
武藤あけみ後援会	今田 真人	平成一九年二月三十一日
キャブテン@九州佐賀支部	中村 勇希	平成二〇年九月二二日
留守茂幸後援会	荒木 一馬	昭和六一年五月四日

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年十一月十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
堤まさゆき後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市鍋島町八戸溝三〇七-H二〇二	佐賀市鍋島町八戸溝二〇七-H二〇二
古賀よしゆき後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市久保田町大字新保田八〇五一	佐賀市久保田町大字久保田八〇五一
石井秀夫後援会	主たる事務所の所在地	嬉野市嬉野町大字下宿甲七六一三	嬉野市嬉野町大字下野甲七六一三
柳瀬映二後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市神野東二丁目六番一〇号労働会館内	佐賀市大和町大字川上六七六番地二
柳瀬映二後援会	主たる事務所の所在地	唐津市二夕子二丁目二二九	佐賀市神野東二丁目六番一〇号労働会館内

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年十一月十四日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松 尾 紀 男

一 政治資金規正法第一九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
城島 訓浩	三田川町 城島訓浩後援会	神埼郡吉野ケ里町田手一五一六番地	城島 訓浩	平成二〇年五月一五日	

二 政治資金規正法第一九条第三項第二号による届出

代表者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
傍示 泰枝	傍示暢昭後援会	佐賀市兵庫町大字若宮二四三六番地	平成二〇年五月一四日

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は傍示暢昭、公職の種類は佐賀市議会議員である。

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、次の選挙について開票区を設ける。

平成二十年十一月十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 開票区を設ける選挙

第四十五回衆議院比例代表選出議員選挙

二 開票区

市町名	開票区名	区	域
佐賀市	佐賀県第一区 佐賀市開票区		平成十七年十月一日の合併前の旧佐賀市の区域
	佐賀県第二区 佐賀市開票区		平成十七年十月一日の合併前の旧佐賀市の区域以外の区域

武雄市	北方開票区	旧杵島郡北方町の区域
	武雄・山内開票区	旧杵島郡北方町の区域以外の区域
神崎市	神崎市第一開票区	旧神埼郡千代田町の区域
	神崎市第二開票区	旧神埼郡千代田町の区域以外の区域

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十一月十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社